

ご確認ください

「後期高齢者医療制度」のお知らせ

【問合わせ】 国保年金課 ☎84-0652

後期高齢者医療制度の主な時効

種 類	消滅時効の期間	起算日
高額療養費 入院時食事療養費	2年間	診療月の翌月1日(診療月の翌月以後に支払ったときは、支払った日の翌日)
高額介護合算療養費		基準日の翌日
療養費(治療用補装具、保険証を持参せずに医療機関などにかかった時の医療費)		費用を支払った日の翌日
葬祭費		葬祭を行った日の翌日

※高額療養費及び高額介護合算療養費の申請が必要な方には、別途お知らせを送付しています。

次に該当する給付の時効は2年間です。申請がお済みでない方は、国保年金課で手続きをしてください。

お忘れの申請は
ありませんか？

協定保養所

協定保養所名(場所)	電話番号
豊田市 <small>ひやくねんそう</small> 百年草(豊田市)	(0565) 62-0100
名古屋市 <small>きゅうようおんせん まつがしま</small> 休養温泉ホーム松ケ島(桑名市)	(0594) 42-3330
あいち健康 <small>けんこう もり</small> の森プラザホテル(東浦町)	(0562) 82-0211
シーサイド <small>いらいこ</small> 伊良湖(田原市)	(0531) 35-1151
サンヒルズ <small>みかわわん</small> 三河湾(蒲郡市)	(0533) 68-4696

後期高齢者医療制度に加入のみなさんが、健康の保持・増進を目的に協定保養所に宿泊したとき、宿泊費の助成が受けられます。
対象者
愛知県の後期高齢者医療被保険者の方

協定保養所を
ご利用ください

住民税課税世帯の方の入院時食事代が変わります
4月から、病気やけがなどで入院したときに支払う食事代(標準負担額)が変わります。
入院と在宅療養の負担の公平化をはかるための改正で、住民税課税世帯の方の食事代が1食あたり360円から460円になります。
※ただし、住民税非課税世帯の方及び難病患者や平成27年4月1日以降、継続して精神病床に入院している方

助成額
1泊につき1,000円
(年度内に4泊が限度)
利用方法
①保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の加入者」であることを伝えて、直接お申込みください。
②宿泊当日、保養所の窓口で必ず保険証を提示してください。精算時に1,000円を助成します。
※初めて利用する方には、保養所で利用カードを渡します。2回目以降の方は、保険証と一緒に利用カードを提示してください。

所得区分		入院食事代(1食につき)	
住民税課税世帯	一般及び現役並み所得のある方	360円 ⇒ 460円	
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
		過去12か月で90日を超える入院	160円
	低所得者Ⅰ	100円	

※国民健康保険及び他の健康保険についても同様の変更となります。

の食事代については変更ありません。